

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>保育所第3子以降保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳未満の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246</p>
	<p><b>保育所第3子以降副食費補助事業</b></p> <p>(新) 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在所している3歳以上の園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の副食費補助</p> <p>問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246</p>
	<p><b>幼稚園第3子以降副食費補助事業</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち幼稚園に在園している園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の副食費補助</p> <p>問合せ：《教職員課 幼稚園担当》 TEL：027-321-1298</p>
	<p><b>放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化</b></p> <p>対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降であること ・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《こども家庭課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316</p>
	<p><b>子ども医療費助成扶助</b></p> <p>対象者： 中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子ども</p> <p>内 容： 保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金（差額ベッド代等は対象外）</p> <p>問合せ：《保険年金課 医療給付担当》 TEL：027-321-1237</p>
	<p><b>チャイルドシート貸出し</b></p> <p>対象者： 次のすべてに該当する人 ①本市に住民登録又は外国人登録をしている人 ②貸出申込日の属する月内に、5歳未満の幼児と生計を1つにしている人 ③貸出申請日に、車両を保有または使用している人</p> <p>内 容： 2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代(3,300円)が必要となります。</p> <p>問合せ：《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231</p>
住宅支援	<p><b>空き家活用促進改修助成金</b></p> <p>対象者： 居住目的で空き家を購入又は賃借する人</p> <p>内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額250万円）を助成。ただし、対象となる空き家が倉瀬地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円）を助成。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>定住促進空き家活用法貸助成金</b></p> <p>対象者： 空き家を借りる人</p> <p>内 容： 倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>
	<p><b>空き家事務所・店舗改修助成金</b></p> <p>対象者： 事務所・店舗等の運営を予定している団体（高崎市内に本店や主たる事務所があること）及び個人（高崎市に住民登録があること）</p> <p>内 容： 高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅でおおむね10年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額500万円）を助成。 ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 他人に貸し付け、売却するものでないこと。</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>
	<p><b>高崎市移住促進利子補給制度</b></p> <p>対象者： 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。</p> <p>内 容： 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する。</p> <p>問合せ： 《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202</p>
	<p><b>ふるさと住宅</b></p> <p>対象者： 倉渕地区に定住する意思のある20歳以上41歳未満の者であり、現に同居し又は同居しようとする配偶者を有し、かつその他収入等の条件に該当する者</p> <p>内 容： 公営賃貸住宅（空きが出た場合のみ募集） 月額26,000～41,000円 37戸</p> <p>問合せ： 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324</p>
	農村体験・就農支援
<p><b>市民農園</b></p> <p>対象者： 市内居住の農家でない人</p> <p>内 容： 50㎡区画で年間7,200円（*個人開設農園の場合は農園により異なる）</p> <p>問合せ： 《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260</p>	
<p><b>高崎市新規就農者研修施設</b></p> <p>対象者： 新規就農希望者（55歳以下）</p> <p>内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間 月額20,000円 79.2㎡×4棟</p> <p>問合せ： 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-3111（代）</p>	